

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則 ○ 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する 規則の一部を改正する規則	福利・給与課 1頁
---	-----------

規 則

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年十月二十七日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県教育委員会規則第十五号

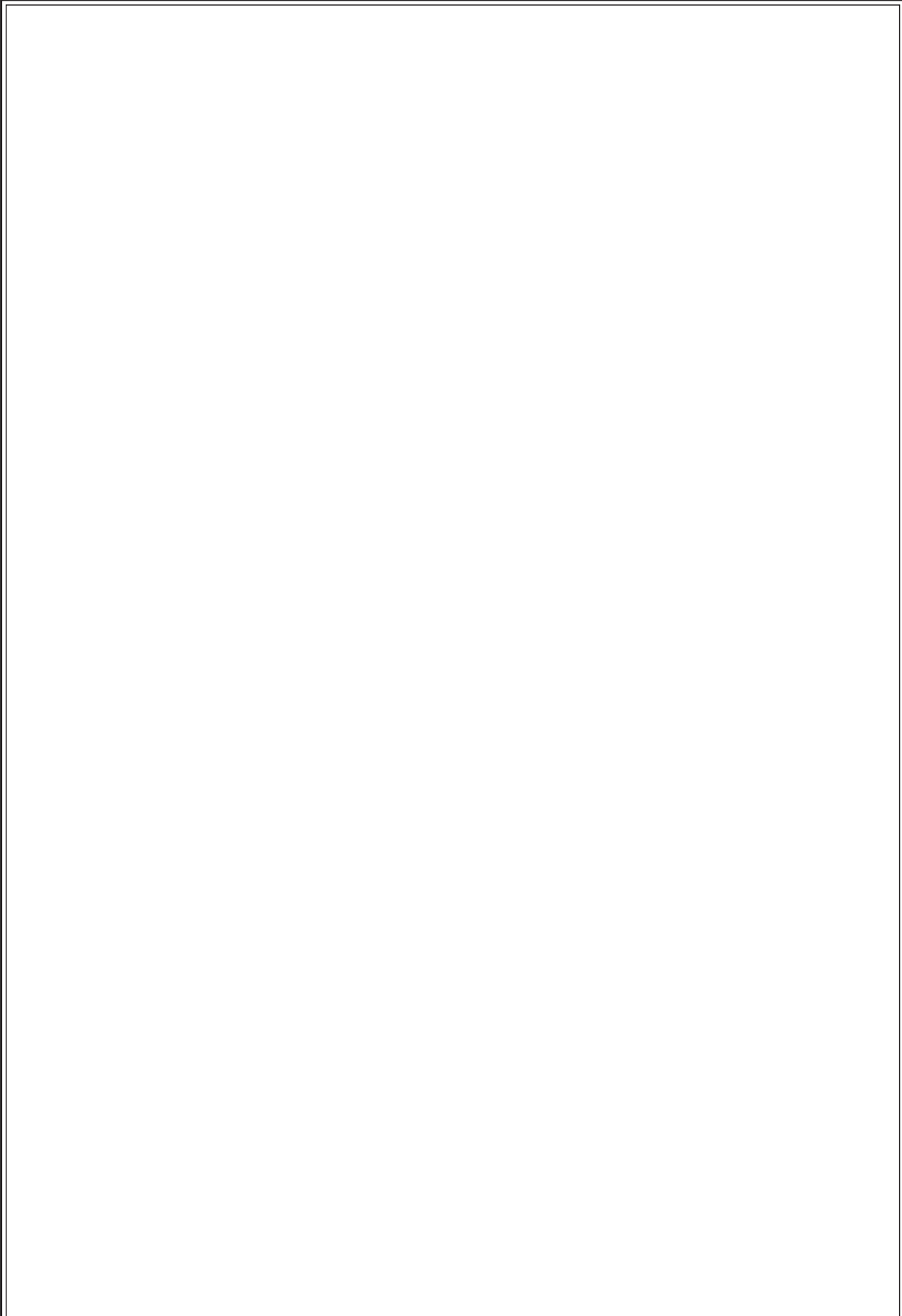
公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和三十三年三重県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二基本額の欄中「六、二九〇円」を「六、三六〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十九年十月一日から適用する。



発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社